

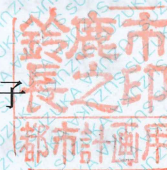
鈴鹿市桜島町三丁目 11 番地の 2
株式会社 A D I
代表取締役 安田克志 様

都市計画法第 29 条第 1 項の規定に基づく許可書

令和 6 年 7 月 4 日付けで申請のありました下記の開発行為については、都市計画法第 29 条第 1 項の規定により、裏面の条件を付して許可します。

令和 6 年 8 月 22 日

鈴鹿市長 末 松 則 子



記

- 1 開発区域に含まれる土地の所在地
鈴鹿市稲生三丁目 4366-4 ほか 6 筆
- 2 予定建築物の用途
宅地分譲（専用住宅・4 区画）
- 3 開発区域の面積
1,453.67 平方メートル
- 4 備考

（教示）

この処分不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、三重県開発審査会に対して審査請求をすることができます。

また、この処分があったことを知った日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があったことを知った日）の翌日から起算して 6 か月以内に、鈴鹿市を被告として（訴訟において鈴鹿市を代表する者は鈴鹿市長となります。）、津地方裁判所にこの処分の取消しの訴えを提起することができます（なお、この処分があった日（審査請求をした場合には、審査請求に対する裁決があった日）の翌日から起算して 1 年を経過したときは、正当な理由がない限り、訴えを提起することができません。）。

なお、不服の理由が鉱業、採石業又は砂利採取業との調整に関するものであるときは、公害等調整委員会に裁定の申請をすることができます。この場合においては、行政不服審査法による審査請求をすることができません。

